

[illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

00 **00** **000005%**

— XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX(SZ) Ltd —

()

[1] 20□□□□□□□□

[2] 3000

[3] 100

[4]

5

[illegible]

TWO

[1] FCL (フルコンタクト)

20□□□□40□□□□40HQ□45HQ□□□□

[2] LCL□□□□□□□□

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ □

[illegible]

	中国	日本	韩国	印度	美国	其他
关税	中国: EK AA PO CA HU NH EY OZ BY 美国: EK AA PO CA HU NH EY OZ BY					
日本 FBA (DDP)	5-6%	6-7%	4-5%	6-7%	5-6%	0%
韩国	2-3%	2-3%	2-3%	3-4%	2-3%	4-5%
印度 (DDP)	18-22%	20-25%	18-25%	18-25%	印度 (DDP) 18-25%	

□□□□□□□□

--	--	--	--	--	--



□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

MSDS



1) 貨物に危害を及ぼすおそれのある有害物質を含む化粧品を輸送する場合、輸送指針 2.2 に従って輸送しなければならない。
2) 化粧品は、輸送中に破損や汚損が生じないように包装しなければならない。
3) 化粧品は、輸送中に火災や爆発の危険が生じないように包装しなければならない。
4) 化粧品は、輸送中に漏れや流出が生じないように包装しなければならない。



1) 化粧品は、輸送中に破損や汚損が生じないように包装しなければならない。

- 1) 化粧品は、輸送中に破損や汚損が生じないように包装しなければならない。
 - 2) 化粧品は、輸送中に火災や爆発の危険が生じないように包装しなければならない。
 - 3) 化粧品は、輸送中に漏れや流出が生じないように包装しなければならない。
 - 4) 化粧品は、輸送中に腐敗や変質が生じないように包装しなければならない。
- 25 日以内 2 週間以内 40HQ 20GP 38 40 6 25 2 14 2 6



- 1) 化粧品は、輸送中に破損や汚損が生じないように包装しなければならない。
 - 2) 化粧品は、輸送中に火災や爆発の危険が生じないように包装しなければならない。
 - 3) 化粧品は、輸送中に漏れや流出が生じないように包装しなければならない。
 - 4) 化粧品は、輸送中に腐敗や変質が生じないように包装しなければならない。
 - 5) 化粧品は、輸送中に温度変化による変質が生じないように包装しなければならない。
 - 6) 化粧品は、輸送中に湿度変化による変質が生じないように包装しなければならない。
- 5 80.3 %

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

